平成２３年（フ）第１１３１号
福岡市博多区大井２丁目８番25―501号
債務者　西村　晋悟
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３６号
福岡市中央区平和３丁目18番29―105号
債務者　波多江光一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲471番地６ＪＧＭシュリアン篠栗807号
債務者　川西　　茜
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１８５号
福岡県春日市上白水７丁目80番地ミツルマンション305号
債務者　前田　結妃（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２００号
福岡市西区福重５丁目22番47―102号
債務者　石郷　洋之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０１号
福岡市西区福重５丁目22番47―102号
債務者　石郷　良子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県薩摩郡さつま町田原817番地１　ＳＵＮ　ＨＥＩＧＨＴＳ105号
債務者　中野美智生
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
仙台市青葉区南吉成７丁目16番地の15　ベルパーク南吉成Ｉ―101
債務者　村田　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
仙台市青葉区芋沢字上野原40番地の２
債務者　岩渕　宏昭
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
宮城県岩沼市桜２丁目４番14号
債務者　本郷　武士
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
仙台市宮城野区五輪２丁目６番９号
債務者　小野　力夫
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
宮城県塩竈市杉の入２丁目１番24号　サンライフ大沼201号
債務者　熱海　竜一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
秋田県鹿角市花輪字平元向平27番地５
債務者　倍賞　　勉
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４４号
秋田県大館市御成町２丁目12番15号　パナハイツイーストＤ号、借入時住所秋田県大館市下代野字代野道北124―３　プレステージ北有浦Ｅ202
債務者　平泉　則子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４２号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下135番地５　協太荘Ｂ棟、前住所福島県白河市白坂三輪台268番地８
債務者　野崎　成子（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
茨城県ひたちなか市湊中央１丁目11番27号
債務者　伊藤　絹子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２号
茨城県水戸市小吹町2617番地　Ｓ・Ｔタウン205号、旧住所茨城県水戸市見川町2385番地の２
債務者　七字　美香（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所